

## 認知症及びMCI（軽度認知障害）に関する啓発等協力企業・団体募集要項

### （目的）

第1条 この要項は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の基本理念に基づき、愛媛県（以下「県」という。）が愛媛県民の認知症及びMCI（軽度認知障害）に関する正しい知識と「新しい認知症観」※の理解促進のために実施する「えひめ認知症サポーター養成講座+（プラス）」、「県民公開講座」及び「認知症の人にやさしい取組」に協力する企業及び団体を募集するに当たり必要な事項を定め、共生社会の実現に向けて、官民連携により地域全体で認知症に備えるための取組を進めることを目的とする。

※「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

### （募集対象者）

第2条 募集対象者は、次の(1)から(4)に掲げる要件を全て満たす企業及び団体とする。

- (1) 愛媛県内に事業所（本社、支社又は営業所等）を有する企業及び団体
- (2) 本事業の目的及び趣旨に賛同し、認知症に関する社会貢献や地域連携強化、従業員の認知症理解促進等、本事業への参画に意欲のある企業及び団体
- (3) 第3条に定めるいずれかの募集区分への参画を通じ、本事業の推進に協力できる企業及び団体
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業及び団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある企業及び団体ではないこと。

### （募集区分）

第3条 募集区分は、次の(1)から(3)とし、協力を希望する企業及び団体は、希望に応じて選択又は組み合わせて応募することができる。

- (1) えひめ認知症サポーター養成講座+（プラス）の受講  
職域や学生を対象に、現役世代向けコンテンツをプラスした「認知症サポーター養成講座+（プラス）」の実施に協力（受講）する。なお、1回当たりの応募人数が10名に満たない場合は開催を見送る可能性がある。また、Aコースの1回当たりの上限受講人数は15名とする。
  - ① Aコース 認知症サポーター養成講座（90分）及びVR体験（60分）
  - ② Bコース 認知症サポーター養成講座（90分）及び認知症本人や家族の声を聴く（15分）
- (2) 県民公開講座への参画  
県、エーザイ株式会社、参画企業及び団体が連携し、広く県民を対象に、MCIと認知症に関するセミナー等を共催する。

(3) 認知症の人にやさしい取組の提案

県や市町、関係団体の各種認知症啓発について、参画企業及び団体が自社の強みを生かした多様な取組提案を行い、協働で実施する。

2 募集区分について、県は必要に応じて追加または変更する場合がある。

(募集方法及び期間)

第4条 県は、Webにより募集を行うこととし、本事業への協力を希望する企業及び団体は、次のURL又は二次元コードから応募を行う。

・URL：<https://logoform.jp/form/XG6n/1426192>

・二次元コード



2 応募受付は県にて随時行い、県は提出内容の確認後、応募者に受付完了の連絡を行う。

(受付後の企画運営)

第5条 受付後の企画運営は、協力企業及び団体、県並びに他の共催者（以下「関係機関」という。）で協議の上、実施する。

(受付内容の変更)

第6条 協力企業及び団体は、応募内容に変更が生じたときは、速やかに県に申し出なければならない。

(協力企業及び団体の遵守事項)

第7条 協力企業及び団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公序良俗に反する活動又はそのおそれのある活動を行わないこと。
- (2) 本事業において、製品やサービスの直接的な販売行為、主催者の承諾なく行う物品配布、講座内容を逸脱した営業活動等を行わないこと。

(協力関係の取消し)

第8条 県は、協力企業及び団体が次に掲げる事項に該当する等、協力企業及び団体としてふさわしくない行為を行ったと認める場合は、関係機関と協議し、本事業における協力関係を取り消し、その後の手続きを中止することができる。

- (1) 第2条に掲げる募集対象の要件を満たさないと認める場合
- (2) 前条に掲げる遵守事項に違反したと認める場合
- (3) その他協力企業・団体として適当でないと認める場合

(受付情報の使用)

第9条 県及び関係機関は、本事業により取得した情報について、本事業及びその他の介護予防施策の推進のために利用する場合を除き、目的外に使用しない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関して、必要な事項は別途定めることとする。

附 則

(施行期日)

本要項は、令和8年3月19日から施行する。